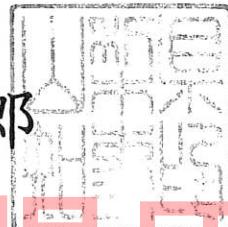


産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
 氏 名 比留間運送株式会社
 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 代表取締役 比留間 宏明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



山梨県知事 長崎 幸太郎

許可の年月日 令和5年10月30日

許可の有効年月日 令和12年10月29日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん 以上19種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成18年10月30日	新規許可
令和6年1月9日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無